【資料１】

子ども・子育て支援金について

１　本市のこれまでの対応

○少子化・人口減少が危機的な状況にある中、児童手当の抜本的拡充などのこども・子育て政策の給付拡充を図るための安定財源確保のため、国が創設した制度。

○これにより、各保険者は、令和８年４月１日から医療保険料と併せて「子ども・子育て支援納付金」を徴収する必要が生じたところ。

○このため、令和８年３月 18 日付で市長から本協議会に対し税率改定に係る諮問があり、同年４月 14 日の本協議会で答申案を取りまとめ、４月 23 日付で市長に答申を行ったところ。

○令和８年６月議会定例会において、関連する条例改正案及び補正予算案を提出、同年６月 25 日付で議決され、新たな税率により国民健康保険税の賦課を行ったところ。

（参考①）本市の税率改定

令和８年度は次表のとおり、国民健康保険税の税率を改定（全体では変更なし）

	区分	現行		**改定後**	比較	備考
医療給付費分	所得割（％）	9.71		**9.41**	△ 0.30	子ども・子育て支援金分の税率を減
	均等割（円）	20,040		**18,640**	△ 1,400	
	平等割（円）	24,720		**23,820**	△ 900	
後期高齢者支援金分	所得割（％）	2.46		**2.46**	0	改定なし
	均等割（円）	6,360		**6,360**	0	
	平等割（円）	7,680		**7,680**	0	
介護納付金分	所得割（％）	2.74		**2.74**	0	改定なし
	均等割（円）	9,260		**9,260**	0	
	平等割（円）	4,540		**4,540**	0	
子ども・子育て支援納付金分	所得割（％）			**0.30**	0.30	県提示の市町村標準保険料率をベースに設定
	均等割（円）			**1,330**	1,330	
	平等割（円）			**900**	900	
※	18歳以上被保険者均等割額（円）			**70**	70	
合計	所得割（％）	14.91		**14.91**	0	全体では変更なし
	均等割（円）	35,660		**35,660**	0	
	平等割（円）	36,940		**36,940**	0	

（参考②）他都市の税率改定状況

ホームページ等により、中核市 62 市、県内 40 市町村の令和７年度・令和８年度の保険料（税）率を比較したところ、次表のとおり対応が分かれている状況が確認できた。

	子ども分のみ改定（上乗せ徴収）	子ども分以外も改定				
			引上げ	全体で±ゼロ	引上げ・引き下げ混在	引下げ
中核市	21	41	26	3	12	0
県内市町村	21	19	2	5	3	9

※青森市

２　今後の流れ

○次表のとおり、子ども・子育て支援金は、令和９年度、令和 10 年度と段階的に引き上げられることが国において決定されている。（被保険者１人当たり　令和８年度：200 円→令和９年度：300 円）

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり医療保険料額（令和４年度実績）（②）	（参考）①／②
	令和８年度試算額	令和９年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	**250円**	**350円**	**450円**	9,800円	4.6%
被用者保険	**300円**（参考）被保険者一人当たり 500円	**400円**（参考）被保険者一人当たり 600円	**500円**（参考）被保険者一人当たり 800円	11,000円（参考）被保険者一人当たり 18,300円	4.5%
協会けんぽ	250円（参考）被保険者一人当たり 450円	350円（参考）被保険者一人当たり 550円	450円（参考）被保険者一人当たり 700円	10,400円（参考）被保険者一人当たり 16,700円	4.2%
健保組合	350円（参考）被保険者一人当たり 550円	400円（参考）被保険者一人当たり 700円	550円（参考）被保険者一人当たり 900円	11,600円（参考）被保険者一人当たり 19,800円	4.7%
共済組合	350円（参考）被保険者一人当たり 650円	450円（参考）被保険者一人当たり 800円	600円（参考）被保険者一人当たり 1,000円	12,000円（参考）被保険者一人当たり 21,100円	5.0%
国民健康保険（市町村国保）	**200円**（参考）一世帯当たり 300円	**300円**（参考）一世帯当たり 450円	**400円**（参考）一世帯当たり 550円	7,600円（参考）一世帯当たり 11,300円	5.1%
後期高齢者医療制度	**200円**	**250円**	**350円**	6,600円	5.1%

厚生労働省 HP から抜粋

○このため、今年度においても少なくとも子ども・子育て支援納付金分の引上げを行うための税率改定については、昨年度と同様、今後の国民健康保険事業特別会計の収支見込みを見据え、判断する必要あり。

【参考】今後の税率改定の際に考慮すべき事項

○このたびの税率改定に当たり、本協議会からの答申書の付帯意見としていた「『保険料（税）水準の統一』後において、本市では応益割の比率が上がる見込みとなっていることから、統一時に急激な影響が出ないような方策について、県及び県内市町村と十分に協議を行うこと」については、現在、県に激変緩和措置などの対応を働きかけているところ。

○仮に県が対応困難とした場合、令和 12 年度の保険料水準の統一までに市独自で応能割・応益割の比率を段階的に変更するなど、対応について検討が必要。